



2025 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ リ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 河合 映治
(コード番号：2782)
問 合 せ 先 経営企画室長 安田 ひとみ
0584-89-7877

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、企業価値を向上させることによって株主利益を増大させることを重要な課題としております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図り、利益水準や配当性向を考慮しつつ安定的な配当の継続を目指しており、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。2025 年 3 月期の配当につきましては、上記方針に基づき 1 株当たり 70 円の配当（うち中間配当 35 円）の実施を予定しており、この結果、2025 年 3 月期の配当性向は 47.0%となる予定です。

また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

なお、これまでに当社は、2022 年 2 月 18 日開催の取締役会の決議に基づき、2022 年 2 月 21 日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得（取得した株式の総数 600,000 株（2022 年取得当時の所有割合（注 1）：0.79%）、取得価額の総額：1,739,400,000 円）を実施しております。

（注 1）「2022 年取得当時の所有割合」とは、当社が 2022 年 2 月 10 日に提出した 2022 年 3 月期第 3 四半期報告書に記載の 2021 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 75,840,000 株から同日現在の自己株式 300 株を控除した株式数 75,839,700 株に対する割合（小数点以下第三位を切り捨て。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

かかる状況の下、2025 年 3 月中旬、当社の筆頭株主及び主要株主である創業家の資産管理会社である株式会社ヒロコーポレーション（以下「ヒロコーポレーション」といいます。本日現在の所有株

式数 25,135,800 株、所有割合（注 2）：33.41%）より、現金化を目的として、その所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の一部である 12,567,900 株（所有割合：16.70%）（以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の打診を受けました。なお、ヒロコーポレーションは、当社代表取締役社長である河合映治氏の叔父であり、かつ、当社創業者である河合宏光氏が代表取締役を務める同族会社である資産管理会社です。

（注 2）「所有割合」とは、当社が 2025 年 5 月 9 日に公表した「2025 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載の 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 75,840,000 株から同日現在の自己株式 600,516 株を控除した株式数 75,239,484 株に対する割合をいいます。

これを受け、当社は、一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等に鑑み、2025 年 3 月中旬より売却意向株式を自己株式として取得することの是非についての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるという結論に至りました。自己株式の具体的な取得方法に関しては、一定数の自己株式を取得することについて、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から検討を重ねました。その結果、2025 年 3 月下旬に、公開買付けであれば、ヒロコーポレーション以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与することなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点、また、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益に資することから、公開買付けの方法により当社自己株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

本公開買付けにおける 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、2022 年 1 月 1 日以降に決議され、2025 年 3 月末日までに成立した自己株式の公開買付けのうち、市場株価を公開買付価格の算定の基礎とし、かつディスカウントを行った価格で実施された事例 68 件において、採用されたディスカウント率のレンジは 7%～30%であったことを踏まえ、本公開買付価格におけるディスカウント率については、ディスカウント率を 10%とする事例の数が最大であるものの、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいと考えていたことや、2025 年 1 月から同年 3 月の当社普通株式の最高値及び最安値がそれぞれ 2,835 円、2,451 円であり、最安値である 2,451 円は最高値である 2,835 円から 13.54%（小数点以下第三位を

四捨五入)下落していることから、当該株価の価格変動率等を考慮し、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として 15%程度が適切であると判断いたしました。

上記の検討を踏まえ、当社は、2025 年 4 月 4 日、ヒロコーポレーションに対し、当社としては、本公開買付価格の算定の基礎とする市場株価について、米国政府による関税引上げに起因して当社普通株式の株価が同年 4 月 4 日以降に大幅に上昇又は下落する可能性があるものと考え、当該株価への影響を回避する必要があると考えたとともに、今後も当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準の価格設定とすることが望ましいと考えたことから、当社普通株式の年初来安値であった 2,400 円(2025 年 4 月 3 日の安値)から 15%程度のディスカウントを行った価格である 2,000 円を本公開買付価格とする旨を提案したところ、ヒロコーポレーションより、2025 年 5 月 19 日、売却意向株式の全部を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、ヒロコーポレーションより、本公開買付け後に残存する当社普通株式に係る所有又は処分の方針については未定である旨の連絡を受けております。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとして、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は売却意向株式の一部を取得することになります。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金から充当する予定ですが、当社決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在における当社の手元流動性(現金及び預金)は 59,154 百万円(手元流動性比率 3.0 月(注 3))であり、本公開買付けの実施に 25,136 百万円の金額を要することを考慮しても、当社の手元流動性は 34,018 百万円程度(手元流動性比率:1.7 月)と見込まれ、更に今後の当社の事業から生み出されるキャッシュ・フローは、2025 年 3 月期における営業活動によるキャッシュ・フロー 16,004 百万円に照らしても一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

(注 3) 当社決算短信に記載の 2025 年 3 月 31 日現在における当社の手元流動性(現金及び預金)を当社の 1 ヶ月当たりの売上高(2025 年 3 月期の売上高を 12 で除した数値)で除した値(小数点以下第二位を四捨五入)です。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また、本公開買付価格を 2,000 円とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である 12,567,900 株(所有割合:16.70%)を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元(100 株)を加算した 12,568,000 株(所有割合:16.70%)を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	12,568,000 株 (上限)	25,136,000,000 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 75,840,000 株 (2025 年 6 月 17 日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 16.57% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2025 年 6 月 17 日から 2025 年 8 月 31 日まで

(注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元 (100 株) を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025 年 6 月 17 日 (火曜日)
② 公開買付開始公告日	2025 年 6 月 18 日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025 年 6 月 18 日 (水曜日)
④ 買付け等の期間	2025 年 6 月 18 日 (水曜日) から 2025 年 7 月 15 日 (火曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,000 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、2022 年 1 月 1 日以降に決議され、2025 年 3 月末日までに成立した自己株式の公開買付けのうち、市場株価を公開買付価格の算定の基礎とし、かつディスカウントを行った価格で実施された事例 68 件において、採用されたディスカウント率のレンジは 7%~30%であったことを踏まえ、本公開買付価格におけるディスカウント率については、ディスカウント率を 10%とする事例の数が最大であるものの、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいと考えていたことや、2025 年 1 月から同年 3 月の当社普通株式の最高値及び最安値がそれぞれ 2,835 円、2,451 円であり、最安値である 2,451 円は最高値である 2,835 円から 13.54% (小数点以下第三位を四捨五入) 下落していることから、当該株価の価格変動率等を考慮し、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として 15%程度が適切であると判断

いたしました。

なお、本公開買付価格である 2,000 円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 16 日の当社普通株式の終値 2,643 円から 24.33%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 2,695 円から 25.79%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 2,729 円から 26.71%をそれぞれディスカウントした価格となります。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、2022 年 1 月 1 日以降に決議され、2025 年 3 月末日までに成立した自己株式の公開買付けのうち、市場株価を公開買付価格の算定の基礎とし、かつディスカウントを行った価格で実施された事例 68 件において、採用されたディスカウント率のレンジは 7%～30%であったことを踏まえ、本公開買付価格におけるディスカウント率については、ディスカウント率を 10%とする事例の数が最大であるものの、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいと考えていたことや、2025 年 1 月から同年 3 月の当社普通株式の最高値及び最安値がそれぞれ 2,835 円、2,451 円であり、最安値である 2,451 円は最高値である 2,835 円から 13.54%（小数点以下第三位を四捨五入）下落していることから、当該株価の価格変動率等を考慮し、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として 15%程度が適切であると判断いたしました。

上記の検討を踏まえ、当社は、2025 年 4 月 4 日、ヒロコーポレーションに対し、当社としては、本公開買付価格の算定の基礎とする市場株価について、米国政府による関税引上げに起因して当社普通株式の株価が同年 4 月 4 日以降に大幅に上昇又は下落する可能性があるものと考え、当該株価への影響を回避する必要があると考えたとともに、今後も当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準の価格設定とすることが望ましいと考えたことから、当社普通株式の年初来安値であった 2,400 円（2025 年 4 月 3 日の安値）から 15%程度のディスカウントを行った価格である 2,000 円を本公開買付価格とする旨を提案したところ、ヒロコーポレーションより、2025 年 5 月 19 日、売却意向株式の全部を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、ヒロコーポレーションより、本公開買付け後に残存する当社普通株式に係る所有又は処分の方針については未定である旨の連絡を受けております。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また、本公開買付価格を 2,000 円とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である 12,567,900 株（所有割合：16.70%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 12,568,000 株（所有割合：16.70%）を上限とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	12,567,900 株	一株	12,567,900 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(12,567,900株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(12,567,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

25,173,300,000 円

(注) 買付予定数(12,567,900株)を全て買い付けた場合の買付代金(25,135,800,000円)に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用)についての見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2025年8月7日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)

(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因とな

った株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。（国内に恒久的施設を有する非居住者については、住民税 5%は特別徴収されません。）但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が S M B C 日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が S M B C 日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払いに係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等（但し、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

（7）その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるもので

はなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2025 年 5 月 9 日付で当社決算短信を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査は受けておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

（イ）損益の状況

決算年月	2025年 3 月期 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	236,327百万円
売上原価	138,389百万円
販売費及び一般管理費	81,101百万円
営業外収益	186百万円
営業外費用	29百万円
当期純利益	11,218百万円

（ロ）1 株当たりの状況

決算年月	2025年 3 月期 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益	149.09円
1 株当たり配当金	70.00円

(ご参考) 2025 年 3 月 31 日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 75,239,484 株

自己株式数 600,516 株

以 上